



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

社労士会労働紛争解決センター和歌山

法務大臣認証第110号 厚生労働大臣指定第42号

職場のトラブルで
お悩みの方
円満解決
しませんか？



当センターは、法務大臣の認証を受け、職場のトラブル（解雇、いじめ、セクハラ、賃金など）を「あっせん」という方法で解決する機関です。

「あっせん」とは、労働問題の専門家である特定社会保険労務士が事業主と労働者、それぞれの意見を別々にうかがい、和解をうながして円満な解決をするための手続です。

＜わしい内容、ご相談は下記へ（無料）。＜わしい「説明書」をご用意しています。＞

和歌山県社会保険労務士会

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号
和歌山県労働センター1F

TEL 073-425-6584 FAX 073-431-3829

ホームページ <http://www.sr-wakayama.jp/>

地図は裏面へ

「あっせん」って?

あっせん委員が双方の言い分を聞く



双方に和解案を示す



双方の納得



合意書を作成

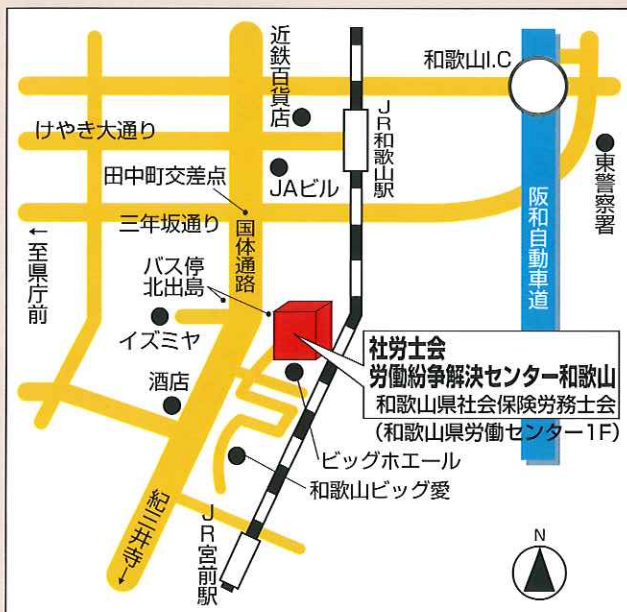


民法上の和解契約の成立



解決

当事者より取り下げの申し出があった場合や、
合意不成立の場合は手続を終了します。



● 裁判との違い ●

- ・ 非公開でプライバシーが守られる
- ・ 申し立て費用が低廉
(10,000円(別途消費税が必要))
- ・ 短期間で解決(原則1カ月程度)



かいけつサポート

認証紛争解決サービス